

今後の県立特別支援学校整備に係る基本的な方針について

平成19年3月20日
福岡県教育委員会

この基本方針は、福岡県県立学校教育振興計画審議会答申「福岡県における今後の特別支援教育の在り方について」(平成18年9月15日)を踏まえ、新たな特別支援学校制度の下、本県における特別支援教育の改善充実に資するため、本県における県立特別支援学校の整備に係る基本的な方針を示したものである。

この基本的な方針に基づき、県立特別支援学校の整備に関する計画を平成19年度中に策定し、平成20年度以降、段階的に実施するものとする。

1 本県における特別支援教育の基本理念

近年、盲・聾・養護学校の幼児児童生徒数の変動、障害の重度・重複化や多様化、地域における障害のある子どもに対する支援ニーズの高まりなど、障害のある子どもの教育を取り巻く状況は変化している。

本県では、このような状況の変化に適切に対応し、障害のある幼児児童生徒一人一人が自立し社会参加できる力を育成することを目指した「特別支援教育」を推進する。

「障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、幼少期から高等部段階まで一貫した適切な指導及び必要な支援を行うことにより、各自が自立し社会参加できる力を着実に育成することを目指す」ことを本県特別支援教育の理念とし、この理念の実現を図るために、特別支援教育の中核的役割を担う県立特別支援学校の整備を行う。

2 整備に係る基本的な考え方

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた専門的な教育を受けられる機会を保障する観点から、現在の県立盲・聾・養護学校の配置状況を考慮するとともにその施設設備を最大限に活用し、可能な限り地域の身近な場での教育体制の整備を行うこととする。

整備に当たっては、各障害種別の専門的教育の維持・向上を基本としつつ、特別支援学校制度を活用し、特定の障害に対応する学校と複数の障害に対応する学校を効果的に配置する。その際、複数の障害に対応する学校では、各障害種別の教育部門を設置する。

以上のような基本的な考え方の下、県立特別支援学校の整備を行い、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現を図ることにより、本県の障害者施策推進の指針を定めた新福岡県障害者福祉長期計画の実現に資する。

3 特別支援教育推進のための県立特別支援学校整備【基本的方策】

(1) 知的障害の児童生徒の適切な受入体制の整備

高等部への進学ニーズが増大する中、地域によっては高等部への通学困難な状況が生じている。また、児童生徒数の増加により、既存の養護学校ではその受入れが困難になっている地域がある。このため、

ア 特に通学困難な地域の高等部未設置校へ高等部を設置する。

イ 特に対象児童生徒が増加している地域での受入体制を整備する。

※ なお、児童生徒数の将来的な推移、進学率、学校配置の状況、教育効果、児童生徒の通学状況等を総合的に勘案した上で整備することとする。

(2) 肢体不自由教育の場の整備

県立の肢体不自由養護学校は、現在、2か所に設置されているが、県下においては、障害の重度・重複化への対応、単一障害の児童生徒への専門的な指導が求められている状況がある。

このため、肢体不自由養護学校の配置や県立盲・聾・養護学校の施設設備の状況等を踏まえ、必要な地域に肢体不自由教育部門を設置する。

(3) 盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応

盲学校、聾学校、病弱養護学校は、幼児児童生徒数が少数横ばいで推移する中、専門的教育の場の確保、障害の重複化への対応、活気ある教育活動の実施等が求められている。このため、

ア 現在の盲学校、聾学校、病弱養護学校を基本としつつ、地域における専門的教育の場を維持する。

イ 小規模化している盲学校、聾学校、病弱養護学校については、地域の状況を踏まえ、その他の障害教育部門との併置等による整備を行う。

※ なお、学校の教育内容・方法、施設設備の状況、教育環境としての安全性、教育効果、隣接する学校間の連携強化等を総合的に勘案した上で整備することとする。

(4) 本校及び分校の関係整理

分校の児童生徒の実態、教育内容・方法、施設設備の状況を踏まえ、関係機関との効果的な連携や教育の充実を図るため、本校との関係を整理する。

(5) 特別支援教育のセンター的機能の充実

各障害種別や重複障害に対応できる相談支援体制を整備するため、地域の身近な相談機関としての機能や、各障害種別の専門性を補完する機能を担う学校間ネットワーク（特別支援学校群〔仮称〕）を構築する。